

# 社会教育委員活動の ためのハンドブック

2019(改訂版)



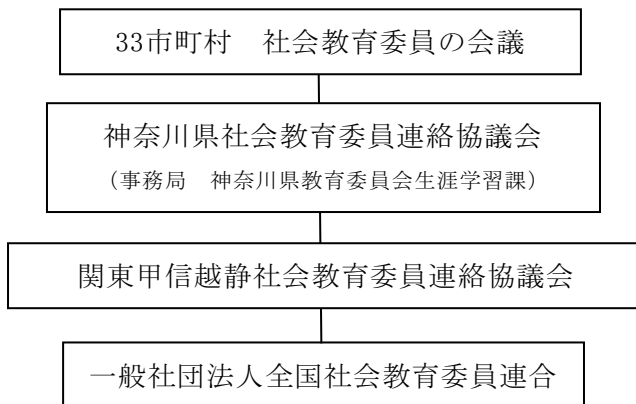
神奈川県社会教育委員連絡協議会

## はじめに

神奈川県社会教育委員連絡協議会  
会長 鈴木 眞理

社会教育委員にはどのような役割が期待されているのか、どのようなことをすれば良いのかについて、参考にしていただくために、神奈川県社会教育委員連絡協議会として、この冊子をまとめました。もとより、社会教育委員それぞれが工夫して、地域の社会教育の進展のために努力することが求められるのですが、各地の社会教育委員が情報を交換し、自分たちも学びながら活動することを継続したいものです。社会教育委員としての日常的な活動に役立てば幸いです。

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の関係図



## ◆ も く じ ◆

1	社会教育と生涯学習	..... 1
2	社会教育委員の役割	..... 3
3	社会教育行政の役割	..... 7
4	社会教育主事との協働	.....10
5	社会教育関係団体の目的	.....12
6	会議の持ち方	.....13
7	市町村のページ	.....15
8	資料編	.....17

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会（県社教連）の概要

- 設 立                    昭和37年4月
- 加盟団体数            34団体（県及び政令市・中核市を含む）
- 会員数                 384人（平成31年2月現在）
- 目 的                    ・ 県市町村の社会教育委員相互の連携協調を図る。  
                              ・ 県内の社会教育の振興発展に寄与する。
- 主な活動                ・ 各種研究会、講習会、協議会等の開催  
                              ・ 社会教育に関する情報の交換  
                              ・ 社会教育振興に関する調査研究  
                              ・ 関係機関、団体との連絡  
                              ・ その他目的達成に必要な事業

# 1 社会教育と生涯学習

## 社会教育とは

### 【教育基本法第十二条（社会教育）】

個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

### 【社会教育法第二条（社会教育の定義）】

この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

近年の社会環境は、少子高齢化の進行や、国際化・情報化の進展などにより人間関係の希薄化をもたらしました。そのような中、行政が推進してきた社会教育は、地域に生活する人と人とのつながりを強固なものにするために、交流の機会の提供や様々な学習機会を通して、地域コミュニティの形成に貢献してきました。

社会教育の内容は多様で、例えば、職業や家庭生活など実生活に直結するもの、趣味・教養を深めるためのもの、その他一社会人として必要とされる知識・技術に関するものなどに分類されることがあります。

その中で、行政が担う社会教育とは、地域の教育力の再生・活性化（絆づくり・地域づくり）と、地域住民の自立に向けた学習の充実（人づくり）のために、様々な方法を用いた、豊かな内容の教育活動ということができるでしょう。

社会教育委員には、そのための方策や、地域住民自らが地域の課題を解決するという自立に向けた支援策を、より具体的に行政に提示し、それぞれの立場で実践していくことが期待されています。

## 生涯学習とは

### 【教育基本法第三条（生涯学習の理念）】

国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

生涯学習とは、人々の自発的な意志に基づいて、「自己の充実」「生活の向上」「職業能力の向上」のために、自ら学ぶ内容を選び、充実した人生を送ることをめざして、生涯にわたって行う学習であるといえます。そのため、一人ひとりの学びの内容は異なり、例えば、テニスやランニング、英会話などの技術の向上、健康の促進のために行うものや、地域の清掃活動、本の読み聞かせなどのボランティア活動も含まれます。

生涯学習を振興する行政には、子どもにとっては「生きる力」が、大人にとっては、自立した一人の人間として力強く生きるための「総合的な力」が身に付くよう、ライフステージに応じた学習機会や体験活動の提供、環境の整備、さらには、学んだ成果を社会に還元するための仕組みづくり（生涯学習社会の構築）を社会教育という形で支援することが求められています。

### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の年間事業（例）

月	事業名	内 容
4月	幹事会、理事会	総会に向けて事業計画、予算案等について協議
5月		
6月	総会	当該年度事業計画案、予算案等について審議 講演会の実施
7月		
8月	研修会	テーマに基づいた講演会、シンポジウム、分科会等の実施
9月		
10月	幹事会、理事会	事業報告と今後の計画について協議
11月	地区研究会	市町村の事例発表・活動報告等
12月	事業検討・調査研究委員会	次年度事業、社会教育委員調査について協議
1月		
2月	地区研究会	市町村の事例発表・活動報告等
3月	事業検討・調査研究委員会、理事会	次年度事業等について協議

## 2 社会教育委員の役割

### 【社会教育法第十五条（社会教育委員の設置）】

都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

### 【社会教育法第十七条（社会教育委員の職務）】

社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

社会教育委員の設置は任意ですが、神奈川県では、政令市・中核市を含む33市町村すべてに設置されています。

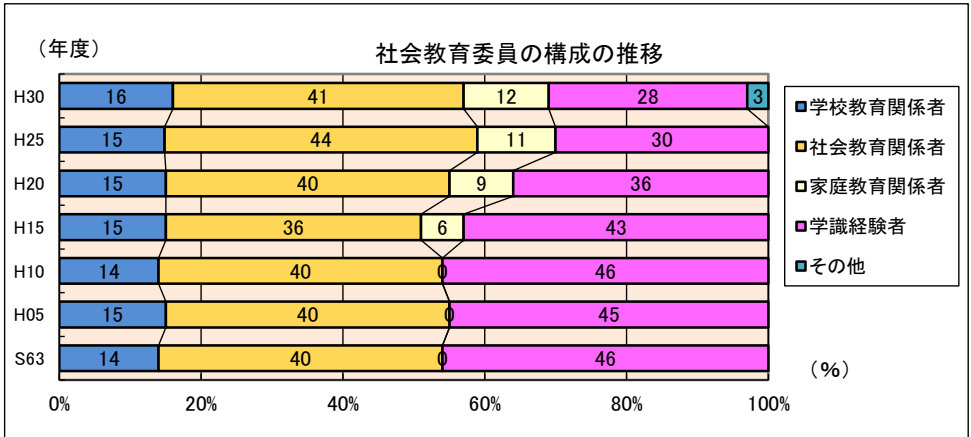
社会教育委員制度は住民参加型の行政の仕組みを表している制度です。委員は地域住民と行政の間にいる立場で、「住民の声を行政に反映させる」という大切な役割を担っています。

また、社会教育委員は会議を通じて意見を述べるもののほかに、一人ひとりが独立した立場で職務を行う（独任制）ことができるので、これまでの経験を活かしながら、日ごろから主体的に活動を行い、次のようなことを心がけることが大切でしょう。

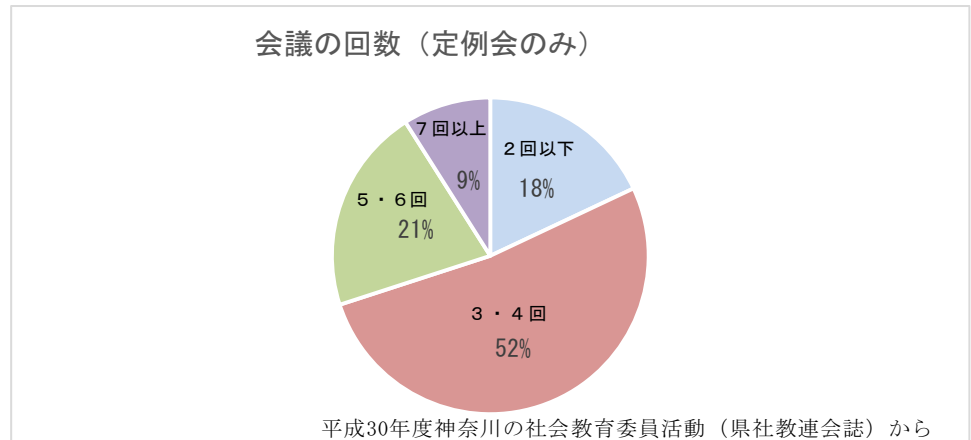
- ①教育委員会の会議に積極的に出席して意見を述べること
- ②各種審議、提言活動などや調査研究機能を強化すること
- ③公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の運営のあり方について、総合的な企画立案、提言などを行うこと
- ④行政主催の研修会や会議等に積極的に参加し意見を述べること
- ⑤（一社）全国社会教育委員連合主催の全国大会、関東甲信越静社会教育研究大会に参加するとともに、『社教情報』等により先進的な情報の入手に努めること

## ○ 委員の委嘱の背景

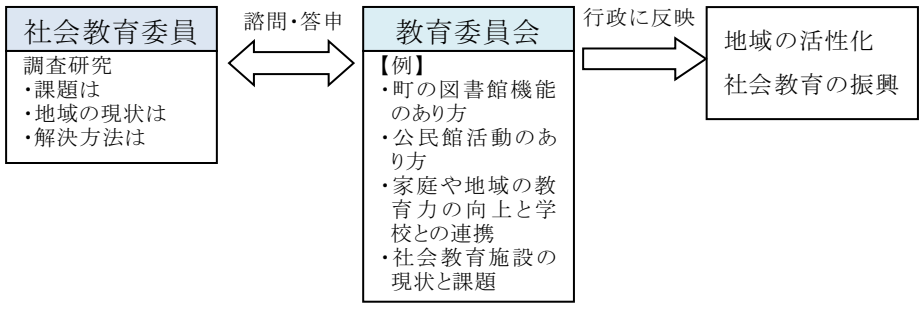
平成30年度神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）から



## ○ 会議の回数



## ○ 諮問・答申の流れ



## ○ 諮問・答申の状況

神奈川県内では、次のような諮問を受けて、研究調査を行っている市町村があります。

- 「健康都市MANABI計画(大和市生涯学習推進計画)について」  
(平成31年1月 大和市)
- 「教育振興基本計画第3期実施計画の検討案について」  
(平成29年7月 横須賀市)
- 「社会教育を効果的に実施するために公民館と施設との連携について」  
(平成28年10月 茅ヶ崎市)
- 「放課後の子どもの居場所を考慮した放課後子ども教室のあり方について」  
(平成29年6月 松田町)

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

諮問答申の件数(文書及び口頭によるものの合計数)

(件)

	S. 50	S. 59	H.6	H.16	H.26	H30
諮問	28	22	12	21	25	14
答申	26	22	10	17	24	14

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

また、教育委員会に対して、建議や意見具申をしている市町村もあります。

- 「コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて」(横須賀市)
- 「学びのための学校と地域の連携について～連携のための人材育成～」(小田原市)
- 「大井町の子どもが地域で豊かな体験を育んでいるかについて」(大井町)
- 「地域諸団体の活動に、家庭・地域の教育力の再生の方向をさぐる」(山北町)

※平成30年度『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

建議の件数(意見具申を含む)

(件)

	S. 50	S. 59	H.6	H.16	H.26	H30
文書	48 (真鶴町の30件を含む)	10	8	6	5	3
口頭		5	—	0	0	0
継続審議中	—	—	8	5	2	1

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から



## ○ 教育委員会への意見具申等について

ア 社会教育法第17条第2項により、教育委員会へ出席して意見を述べる機会をもった自治体

年月日	自治体名	件名	主な内容
H30. 4. 11	座間市	子どもの教育と家庭・学校について	提言書の提出及び内容について説明
H29. 11. 15	南足柄市	地域で支える子ども会のあり方について	調査研究結果の報告
H24. 6. 5	川崎市	平成22・23年度川崎市社会教育委員会議研究報告	社会教育委員会議における協議、研究成果の報告
H24. 3. 29	平塚市	提言書の提出について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中での規範意識の低下に関する問題について</li> <li>・公民館の現状と課題～公民館主事へのアンケート調査結果から～</li> <li>・公民館の諸事業に食育活動を取り入れるための提案</li> </ul>
H23. 11. 17	相模原市	社会教育委員会議の答申の提出	生涯学習社会における社会教育施設のあり方に係る答申について

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

イ 上記以外で教育委員会と定期または不定期に意見交換を行った自治体

自治体名	定期・不定期	年月日	主な内容
川崎市	不定期	H30. 2. 13	平成28・29年度研究報告書の内容についての意見交換等
相模原市	不定期	H29. 11. 20	公民館使用料の免除について
平塚市	不定期	H30. 2. 17	社会教育委員会議の協議経過報告
中井町	不定期	H29. 12. 21	学校教育と社会教育委員会の関わりについて

※各年度の『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

### 3 社会教育行政の役割

#### 【社会教育法第五条(市町村の教育委員会の事務)】

市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たっては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【社会教育法第六条(都道府県の教育委員会の事務)】

都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
  - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
  - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
  - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
  - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。

社会教育行政といっても、広いエリアが対象となる上、直接的な住民サービスを目的としない県と、きめ細やかな住民サービスを目的とする市町村とでは、その役割が自ずと異なってきます。

#### 県の役割

県域の社会教育活動が活発に展開できるように、学習環境を醸成することがあげられます。例えば、社会教育に関する県域の調査を実施して、その結果を市町村へ還元することや、全国的な動向を把握し、それらを市町村へ発信することなどが県の役割となります。

#### 市町村の役割

住民の社会教育活動が活発になり、より多くの住民の参加が実現するよう努めることがあげられます。住民の社会教育活動への参加を通して、住民相互の関係性を深め、住みやすい地域づくりにつなげるなど、多くの成果が期待されます。

#### 神奈川県社会教育委員連絡協議会の役割

神奈川県社会教育委員連絡協議会(以下、「県社教連」という。)は、講演会や研修会、調査研究を通して市町村の社会教育委員の活動について、広く県内に情報を発信し、各市町村の委員をつなぐ役割や、(一社)全国社会教育委員連合の会議や研究大会等へ参加し、全国の社会教育委員の活動や国の政策などを会員へ情報提供したり、会員の声を届けたりするなどの役割を担っています。

## これからの社会教育行政

社会教育行政は、歴史的には、自治会、町内会、婦人会、青年団といった地縁組織による伝統的な地域コミュニティに大きく依存して展開されてきました。

しかし、産業構造の変化、人口の大規模移動、都市化・過疎化、価値観の多様化など社会環境が変化する中で、勤め先と生活の場が別になり、地縁的な協働の機会は縮小しています。

一方で、NPOやボランティア団体など、地域を限定することなく、特定の目的・テーマのもと活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動は急速に活発化してきています。

このように地域コミュニティの形態が変わる中で、自治会、町内会等の地縁組織は、NPOやボランティア団体などと相互に連携を図っていく必要があります。

そして、社会教育行政は、関係機関や団体相互の連携・協力に努めるとともに、地域づくりの担い手となる地域住民を育成する人づくりの役割を担い、社会全体が発展していく持続可能なシステムの構築を図っていくことが求められています。

### 県社教連の事業紹介 「総会」

毎年6月に開催され、前年度の事業報告及び会計報告、当該年度の事業計画案及び予算案、また新役員について、会員の皆さんに審議してもらいます。

また、例年総会終了後に講演会を開催しています。ここ数年「社会教育とは」「社会教育委員の役割とは」といったテーマを設け、新しく委員になった方々には自分たちの役割やその活動について考える、そして、すでに委員活動を行っている方々には、これまでの活動を振り返り、今後の活動につなげる良い機会となっています。

#### 【過去の講演テーマと講師】

平成30年度 「社会教育と社会教育委員の役割とは」  
～ 行政関係者とのあり方について ～  
聖学院大学人文学部教授 小池 茂子 氏

平成29年度 「これからの社会教育委員のあり方について」  
国立教育政策研究所社会教育実践研究センター  
社会教育調査官 二宮 伸司 氏

平成28年度 「社会教育委員に求められる役割とは」  
文教大学准教授 青山 鉄兵 氏

\*講師の職名は講演当時のものです。

## 4 社会教育主事との協働

### 【社会教育法第九条の三(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)】

社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

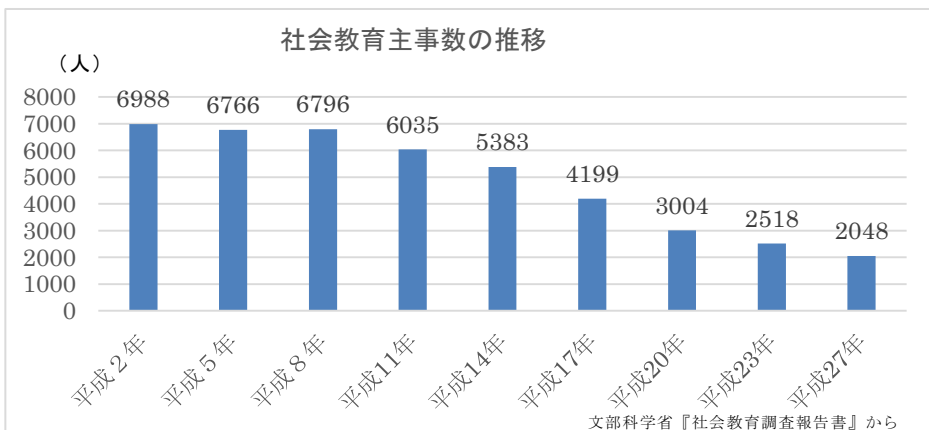
- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

社会教育主事は、指導主事と並び専門的教育職員として教育公務員に位置付けられ、学校教育、家庭教育関係者との積極的な連携により、地域の教育力向上の中心的な役割を果たしています。また、社会教育委員と協働して次のような取組を行っている社会教育主事もいます。

- ①社会教育委員の自主研修のために、教育委員会による支援の橋渡しの役割を担っている。
- ②議長のリーダーシップのもと、社会教育委員と「和やかな緊張関係」をもって会議を運営している。
- ③答申等の作成と調査研究をセットにして、社会教育委員と協働しながら取り組んでいる。
- ④社会教育委員と協力して、同じ目標に向かって会議や活動の活性化を図っている。

『コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究(研究報告書)』から  
平成26年3月 (一般社団法人 全国社会教育委員連合)

文部科学省の統計によれば、都道府県及び市町村の教育委員会が発令している社会教育主事数は、社会教育法にその設置が明記された昭和26年以降漸増する傾向にありましたが、平成2年をピークに漸減に転じ、その傾向が今日まで続いています。



## 【神奈川県社会教育主事の発令状況の推移】

	発令人数			
年代	平成6年	平成16年	平成25年	平成30年
県	20人	21人	16人	14人
市町村	168人(派遣を含む)	107人	90人	75人

神奈川県生涯学習要覧(平成6年度)  
 神奈川県生涯学習文化財要覧(平成16年度)  
 神奈川県生涯学習年報(平成25年度)  
 神奈川県教育委員会生涯学習課調べ(平成30年度)

社会教育主事の設置率の低下やその不要論がある中で、社会教育委員は社会教育主事の存在意義を広くPRし、社会教育主事の意義や役割について意図的に議論する機会を作ることも重要です。

そして、社会教育委員と社会教育主事が車の両輪となり、地域の課題やニーズの把握、学習環境の整備、学習支援等、各地区の社会教育の推進のために協力し合っていくことが大切です。

### 県社教連の事業紹介 「研修会」

毎年8月に各地区における社会教育活動の状況や研究成果について確認するとともに、生涯学習社会の観点に立って、社会教育のあり方や今日的な課題解決と資質の向上を図ることを趣旨に研修会を実施しています。

平成28、29年度の研修会では、パネルディスカッションやグループ協議を実施し、平成30年度は、対談を受けて、小グループに分かれグループ協議を行いました。

また、講演を実施する年もあり、社会教育に関する今日的課題や国の政策について、講師に分かりやすくお話しいただいています。

#### 【過去の講演テーマと講師】

平成30年度 「社会教育の推進に向けて社会教育委員の果たすべき役割」

青山学院大学教育人間科学部教授 鈴木 眞理 氏

日本体育大学スポーツマネジメント学部教授

上田 幸夫 氏

平成29年度 「家庭教育支援をめぐる現状と今後の方向性」

NPO法人ピアサポートネットしぶや理事長

相川 良子 氏

平成28年度 「学校と地域の連携における課題と目指すべき姿」

NPO法人まちと学校のみらい代表理事

竹原 和泉 氏

\*講師の職名は講演当時のものです。

## 5 社会教育関係団体の目的

### 【社会教育法第十条（社会教育関係団体の定義）】

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

### 【社会教育法第十三条（審議会等への諮問）】

国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

「公の支配」に属さない自主・自立した団体で、行政と連携し、社会教育の推進のために活動を行う団体のことを「社会教育関係団体」と呼んでいます。

なじみ深いものとして、PTAや子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、青年団、婦人会、老人クラブ等、地域に基盤を置く団体や、特定の課題を追求する団体があり、それらの団体の関係者にも社会教育委員を委嘱しています。

都市化が進み、住民の考え方も多様化していく中で、会員数や組織率の減少が課題となっていることもあり、社会教育関係団体は、その存在意義を改めて考えていく必要があるでしょう。

### 県社教連の事業紹介 「地区研究会」

毎年2回県内の市町村を会場に、それぞれの地域での取組や社会教育の今日的課題について研究協議・情報交換がなされる貴重な場となっています。

地区研究会は、企画から当日の運営まで、開催市町村の社会教育委員の皆さんに行っていただき、開催市町村の取組事例の発表はもちろんのこと、開催地域ならではのアトラクションも魅力の一つです。

### 【過去の開催地及び研究テーマ】

平成30年度…茅ヶ崎市 「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携について～つなげよう広げよう地域の和～」

伊勢原市 「地域の魅力をいかすまちづくり～伊勢原の歴史と健康から考える～」

平成29年度…清川村 「地域・世代間をつなぐ清川村の社会教育～学習グループ活動を通して～」

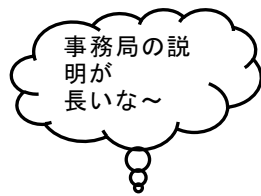
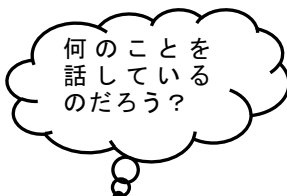
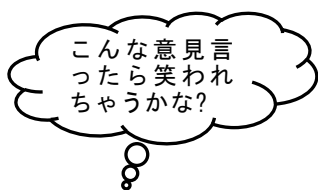
松田町 「子どもがいきいき過ごせる環境づくり」

平成28年度…川崎市 「地域をつなぐ社会教育」

相模原市 「大学と地域の連携・協働と家庭教育支援の推進」

## 6 会議の持ち方

社会教育委員の会議の中で、こんな経験はないでしょうか。



平成26年11月に開催された、第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会では、公募委員の方を対象にした分科会を行いました。この分科会の中で、参加者から次のような意見が出されました。

- 市の施策を認めるだけの形骸化した会議では意味がない。会議のあり方が問われる。
- 社会教育委員自身が自分は何をしたいのかをもっと行政に訴える努力をする必要がある。
- 初めて委員になった方が、最初から会議に入っていかれるよう、この会議が何なのか、どういうことをどういうスケジュールで検討していくのか、どういう役割を担っていくのかを説明するような行政側のフォローが最初の段階で必要である。

アドバイザーからは、次のような話がありました。

「思いをもって委員になっても、社会教育委員の会議のテーマと必ずしも一致するとは限らない。いつも難しいと思うのは、事務局と議長は『今日はここまで進めたい』というその日の落としどころを考えていて、また、委員全員に発言してほしいと思っているため、一人の発言時間が短くなってしまいがちである。そこは別の機会で意見を吸い上げていただきたい。それは、公的な会議ではなく、意欲があれば手弁当で行う打ち合わせ、勉強会等の場でできるのではないか。」



## 行政的な発想から脱却しませんか

社会教育委員の会議は条例により、定例の会議の回数が定められている自治体もあります。限られた回数の会議の中で、事務局は施策説明や報告を中心に進め、それに対しての委員の意見をいくつかもらい、最後は承認してもらうような流れでシナリオを考えてしまいがちです。

そのような行政主導の会議から脱却するためには、社会教育委員相互の学びがポイントになります。それぞれの地域や団体だけで話し合ったり活動したりしては、地域全体を活性化することは難しいでしょう。

社会教育委員が主体となって、自主的な勉強会や打ち合わせを行ったり、地域の方や様々な団体の方が一緒に話し合いを行ったりすることで、互いが切磋琢磨し、それぞれの団体の活性化が図られ、さらには地域の活性化にもつながります。

### 関東甲信越静社会教育研究大会（関ブロ大会）

関東甲信越静地区の各都県市区町村の社会教育委員が一堂に会し、毎年11月頃に開催される関ブロ大会は、社会教育や社会教育委員の活動などについて、講演やシンポジウム、事例発表を通して協議したり、情報交換をしたりすることができる貴重な機会となっています。

開催地は1年ごとに変わります。また、参加するには、参加費（大会資料代等）が必要となりますが、「毎日100円ずつ貯金をしていけば、参加費と会場までの交通費、宿泊費が自前でも十分賄えます。」（平成25年栃木大会での鈴木会長談）

※一般社団法人全国社会教育委員連合の全国大会や関ブロ大会等に関する情報については、各市町村の担当者にお問い合わせください。

#### 【過去の開催地と研究主題】

平成30年度 長野大会 「連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える～持続可能な地域コミュニティを目指して～」

平成29年度 静岡大会 「社会教育で広げよう 人の和 地域の輪  
～未来へつながる地域をめざして～」

平成28年度 千葉大会 「学び合い、支え合い、高め合う 社会教育の創造」

## 7 市町村のページ

( ) 年度

1 あなたのまちの社会教育委員の人数は

※ ( ) は公募委員のうち数

学校教育関係者	社会教育関係者	家庭教育関係者	学識経験者	その他	合 計
名	名	名	名	名	名
( )	( )	( )	( )	( )	( )

2 今年度の社会教育委員の会議のテーマは

テ ー マ

3 教育委員会からの諮問テーマは

諮 問 テ ー マ

4 あなたのまちの社会教育主事または社会教育委員の担当者は

所 属 ( 役 職 )	氏 名

5 あなたを委嘱したのは

所 属 ( 役 職 )	氏 名

6 わたしのまちの社会教育委員の会議の開催回数は

定例会	臨時会	小委員会	勉強会等
回	回	回	回

7 わたしのまちの社会教育（特徴や誇れることなど）

8 年間の予定

月	日	市町村	県社教連他
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			

## 8 資料編

※データはすべて各年度の『神奈川の社会教育委員活動』から転載

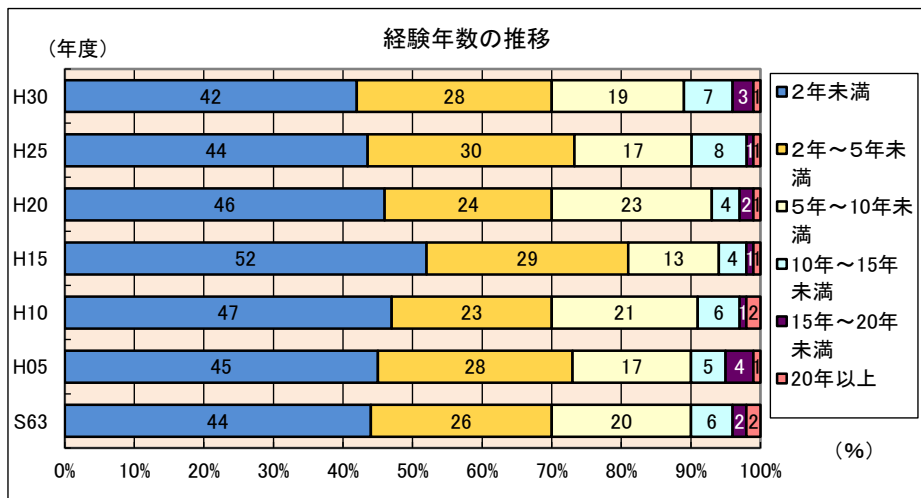
### 1 社会教育委員の活動のテーマ

自治体名	テーマ名または内容
横浜市	本市における社会参加のすそ野の拡大について(平成30年度)
川崎市	市民が生きやすい社会を創るために～多文化共生と子どもの人権～(平成28年度)
相模原市	今後の地域コミュニティづくりにおける社会教育の役割(平成30年度)
横須賀市	コミュニティセンターのあり方と地域・学校・子どもたちとの関わりについて(平成30年度)
鎌倉市	生涯学習プランの土台づくりについて(平成30年度)
藤沢市	生涯学習ふじさわプラン2021の進捗管理について(平成30年度)
茅ヶ崎市	「社会教育を効果的に実施するために公民館と他施設との連携」について、県社会教育委員連絡協議会地区研究会での発表(平成30年度)
逗子市	(仮称)社会教育総合プランについて(平成26年度)
三浦市	三浦市生涯学習計画(平成28年度)
葉山町	
寒川町	指定管理者制度を生かした公民館・図書館の在り方について(平成29年度)
厚木市	地域ぐるみ家庭教育支援事業の進捗確認及びフォーラムの開催(平成30年度)
大和市	家庭教育支援(平成30年度)
海老名市	社会教育計画(案)について(平成26年度)
座間市	子どもの教育と家庭・学校について(平成29年度)
綾瀬市	
愛川町	愛川町図書館構想づくりに向けて(平成26年度)
清川村	
平塚市	平塚スタイルの地域学校協働活動(仮)(平成30年度)
秦野市	社会教育施設のあり方について(平成25年度)
伊勢原市	市内公共施設の利用料見直しについて(平成29年度)
大磯町	地域学校協働活動について(平成30年度)
二宮町	将来を担う青少年の健全育成について(平成29年度)
南足柄市	「南足柄市新生涯学習推進プラン」の見直し(平成30年度)
中井町	学校と地域の連携について(平成30年度)
大井町	大井っ子の生きる力を育む地域体験 学びおおいサポーター制度の効果的な運営について(平成30年度)
松田町	
山北町	地域諸団体の活動に、家庭・地域の教育力の再生の方向をさぐる(平成30年度)
開成町	開成町民センター図書室のあり方について(平成30年度)
小田原市	(第1回会議)前年度から継続していた提言書の作成等 (第2回目以降)平成31年度神奈川県社会教育委員連絡協議会地区研究会に向けて討議等(平成30年度)
箱根町	今後の社会教育センターと箱根中学校のコミュニティ機能について(平成30年度)
真鶴町	豊かな心を育む魅力ある社会教育事業の創出～社会教育施設間連携と地域との協働活動の推進～(平成30年度)
湯河原町	①子ども会のあり方について ②地域学校協働活動について(平成30年度)

## 2 神奈川県社会教育委員の推移

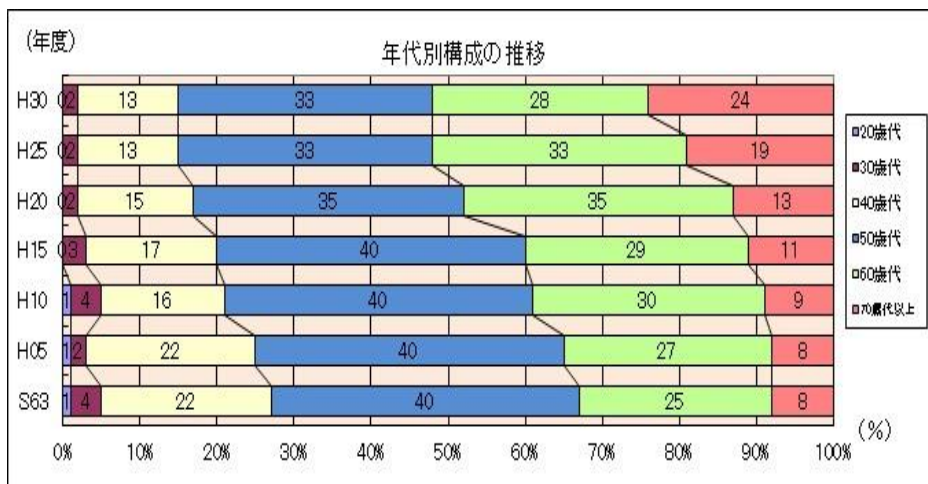
※平成30年度『神奈川の社会教育委員活動(県社教連会誌)』から

### (1) 経験年数別委員数の割合



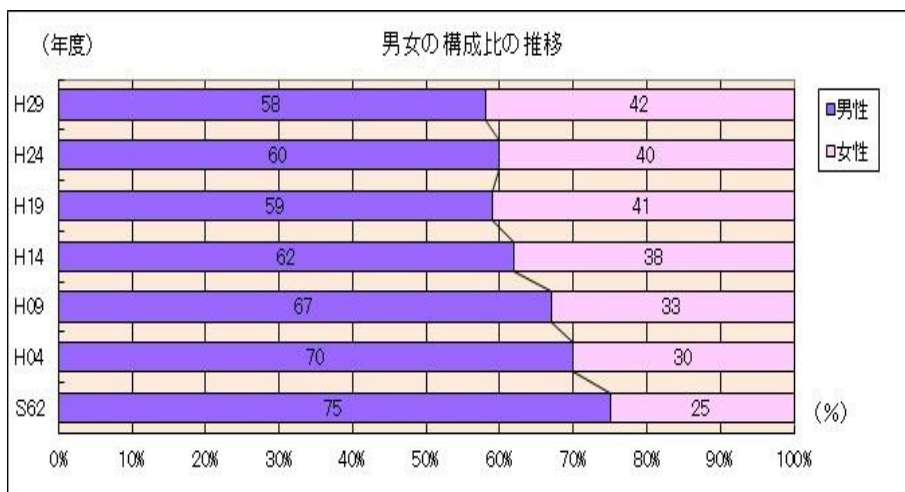
経験年数別委員の割合を見ると、10年未満の委員が全体の約9割を占め、特に2年未満の委員の割合は半数近くになっています。

### (2) 年代別委員数の割合



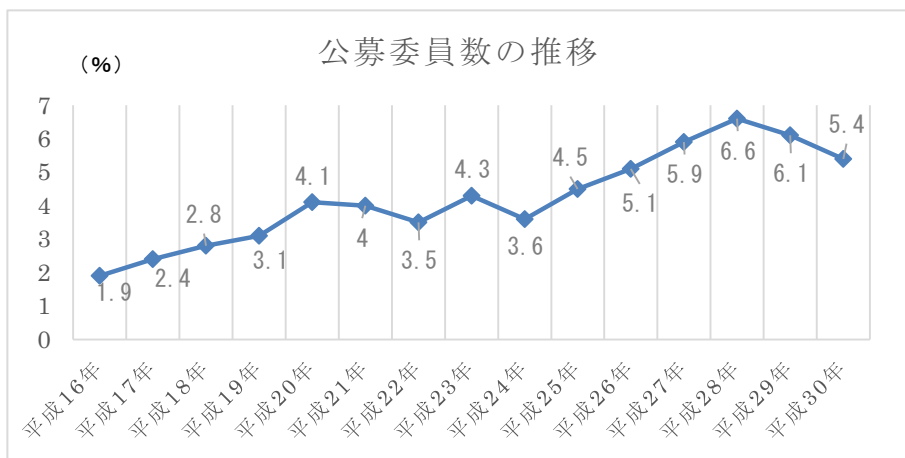
年代別の構成を見ると、50代、60代の委員を合わせると半数以上になっています。また、40代の委員の割合が減り、70代以上の委員の割合が増加しています。

(3) 男女構成比の割合（女性人数／全体の人数）



女性委員の割合は年々増加傾向にあります。男女共同参画社会の視点からも、とても意義あることです。

(4) 公募委員数の割合（公募委員／全体の人数）



公募委員の割合は年々増加傾向にあり、多様な意見が会議で反映されていることがうかがえます。

PLANETかながわ（神奈川県生涯学習情報システム）

「PLANETかながわ」では、県内の様々な生涯学習情報を発信しています。

HPアドレス：<https://www.planet.pref.kanagawa.jp/>

※『神奈川の社会教育委員活動（県社教連会誌）』は、神奈川県ホームページでご覧になれます。

HPアドレス：<http://www.pref.kanagawa.jp/>

神奈川県のトップページより「教育・文化・スポーツ」の→「社会教育・サイエンス・レクリエーション」の「生涯学習」の項目内の『神奈川県社会教育委員連絡協議会』をクリックします。

#### 引用・参考文献等

- コミュニティ形成に寄与する社会教育推進体制の在り方に関する課題研究（研究報告書）  
（平成26年3月 一般社団法人全国社会教育委員連合）
- 第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会報告書（平成27年3月 第45回関東甲信越静社会教育研究大会神奈川大会実行委員会）
- 社会教育委員の手引き～人づくり、地域づくりを目指して～（平成27年4月 山梨県教育委員会）

2016年 3月 初版

#### 【初版】

編集担当

社会教育委員活動のためのハンドブック編集委員会  
（委員長 鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長）

執筆担当

纈纈 仁志 （神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課専任主幹）  
内田 源一郎 （神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課副主幹兼社会教育主事）

2019年 6月 改訂版

#### 【第2版】

編集担当

鈴木 眞理 神奈川県社会教育委員連絡協議会会長

執筆担当

事務局

## 社会教育委員活動のためのハンドブック

2019（令和元）年6月

編 集 神奈川県社会教育委員連絡協議会

発 行 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部生涯学習課

〒231-8509 横浜市中区日本大通33

電話番号 （045）210-8347

